

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	山路 (山路町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地面積は46.6haであり、担い手として「〇〇〇〇」で集積、集約化が図れている。
- ・経営内容は、米、麦、大豆であり、地域の農地所有者は、農地中間管理機構に貸し付けている。
- ・拠点の農業用施設を保有しており、農業用機械の共同利用をしている。
- ・担い手である「〇〇〇〇」の組合員は25名であるが、高齢化等で半数以上は活動に参加できていない。
- ・組合員の減少や後継者がいない現状から、将来的に現在の農地が維持できるのか不透明である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在の米、麦、大豆を今後も主要作物として考える。
- ・60歳から70歳代の従来からの耕作者を中心に、現状維持に努めていく。
- ・他の作物の生産については、栽培経験がないことやコスト見合い等で拡張することが困難である。
- ・将来的には、一定の農地を他集落の担い手等に委託等しなければ維持が困難であると考えられることから、早期に検討が必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状を継続していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
現在活用をしており、今後も継続していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在、集落の一部の区画において大規模化(60a～100a)ができているが、今後は計画していない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外に目を向け、新規組合員を募ったり、市町村やJAと連携し、新規担い手の参加等を検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の工程的な委託については、現状作業の維持が困難な場合や効率化が図れるものについては進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②環境こだわり米の栽培は部分的に継続していく。

⑦農地の保全・管理については、地権者にも協力してもらい、維持をしていく。

⑧農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。